

議案第 33 号

長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

令和元年 6 月 4 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）による消費税率の引上げを踏まえ、使用料に関する規定を改正するとともに、所要の改正を行うもの。

長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の一部を改正する条例

長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例（昭和57年条例第10号）の一部を改正する条例

別表(1)の表を次のように改める。

(1) 公民館使用料

ア 長与町公民館

(単位：円)

時間 種別	9時～17時30分 (1時間につき)		17時30分～22時 (1時間につき)	
	町民	町民以外	町民	町民以外
大ホール	380	770	570	1,150
調理室	110	330	160	490
和室	110	220	160	330
小会議室	110	220	160	330
講座室	110	220	160	330
資料室	110	220	160	330
相談室	110	220	160	330

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

イ 高田地区公民館

(単位：円)

時間 種別	9時～17時30分 (1時間につき)		17時30分～22時 (1時間につき)	
	町民	町民以外	町民	町民以外
大ホール	380	770	570	1,150
調理実習室	110	330	160	490
和室	110	220	160	330
会議室	110	220	160	330
講座室	110	220	160	330
談話室	110	220	160	330

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

ウ 上長与地区公民館

(単位：円)

時間 区分 種別	9時～17時30分 (1時間につき)		17時30分～22時 (1時間につき)	
	町民	町民以外	町民	町民以外
調理実習室	110	330	160	490
第1会議室	110	220	160	330
第2会議室	110	220	160	330
第1研修室	110	220	160	330
第2研修室	110	220	160	330
図書室	110	220	160	330

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第1条第2号に定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長与町立公民館の設置、管理及び職員に関する条例の規定は、施行日以後の納期に係る使用料について適用し、同日前の納期に係る使用料については、なお従前の例による。